

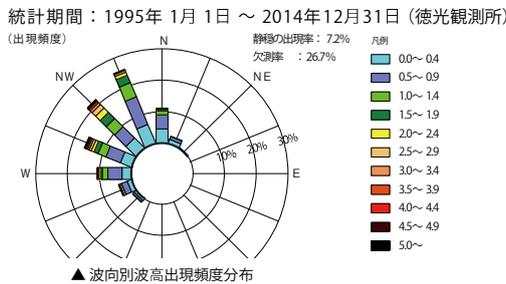
# 美しく、安全で、 いきいきとした海岸を次世代へ

三方を海に開けた石川県の海岸は延長約 582km を有し、長大な砂浜海岸が続く加越沿岸と、日本海に大きく突き出た能登半島沿岸から成っています。石川海岸は加越沿岸の一部であり、手取川によって形成された扇状地の末端の北東から南西に延びる砂浜海岸です。

## 地形・地質

石川海岸の地層は、加賀南部の岩礁性海岸を除いて、大部分が長く連続した砂丘(砂)と沖積層(砂・泥・礫)からなっています。また、加賀平野には軟弱な沖積層が厚く堆積し、海岸には砂丘が発達しています。

## 石川海岸の海象



## 海岸の侵食

石川海岸は直轄編入当時まで、ほぼ全域において著しい侵食を受けており、昭和22年から事業開始までに最大約100mもの汀線後退が生じました。

石川海岸の主な侵食要因は、①河川からの土砂供給の減少、②沿岸漂砂量の減少、③沖向き漂砂による土砂流出と推測されます。



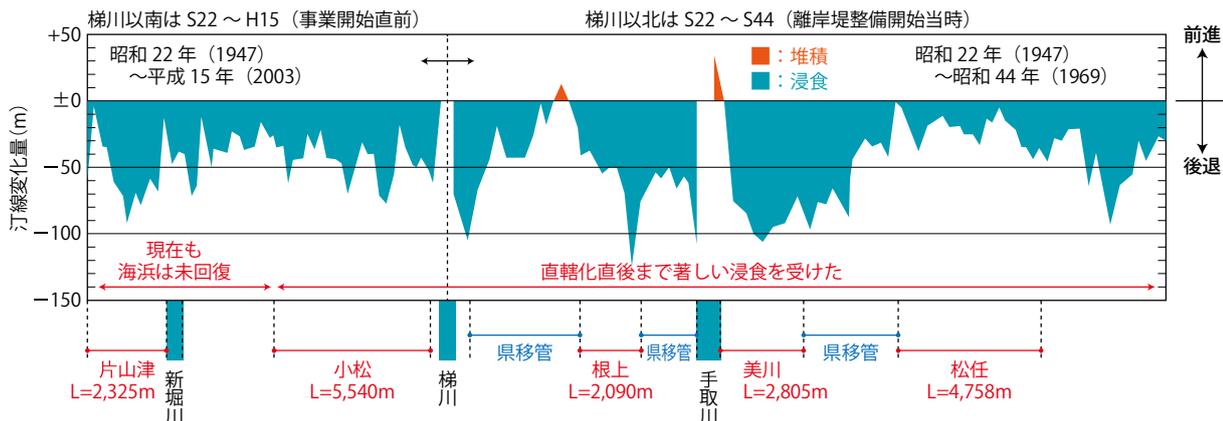
## 近年の施設被害

石川海岸は古くから厳しい冬季風浪や台風により、堤防決壊等の多く災害を受けてきました。特に平成16年度に直轄編入した小松・片山津工区においては、侵食による災害が頻発している状況にあります。



◀片山津工区 天端陥没状況  
平成19年11月 低気圧による

小松海岸被災状況 ▶  
平成12年1月 冬季風浪による



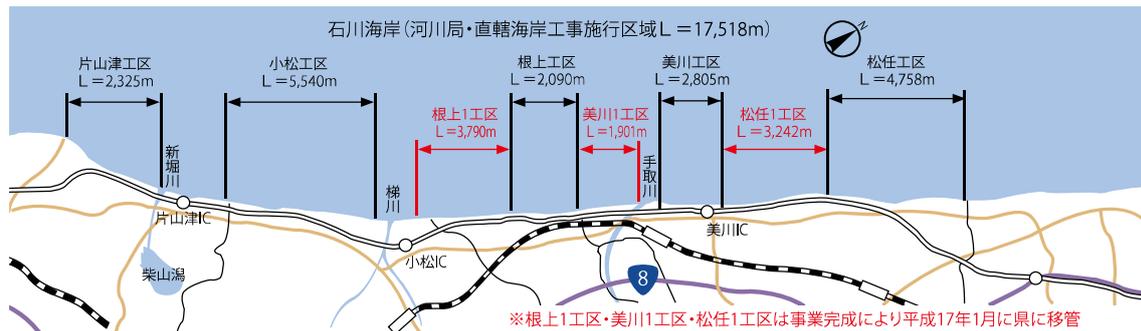
## 直轄事業区間の変遷

昭和 30 年代初めに海岸施設の被災が頻繁に生じたため、昭和 32 年度に石川県による災害復旧事業が開始され、海岸堤防等の整備が着手されました。しかし、その後も増大する被害状況から海岸保全施設の整備促進が望まれました。

抜本的対策には、巨額の費用と高度な技術が必要となるため、昭和 36 年に、現白山市(旧松任市及び旧美川町)の海岸の一部を直轄海岸工事施行区域に指定

しました。国による海岸保全施設整備事業では、海岸堤防や消波工等(線的防護工法)の整備にあたっています。

昭和 44 年以降は、離岸堤や人工リーフと緩傾斜堤による面的防護工法の整備を推進し、平成 16 年 6 月に直轄化した小松工区では人工リーフと養浜消波工高上げの整備、片山津工区では養浜の整備を推進しています。



片山津工区



小松工区



根上工区



美川工区



松任工区

年度	事業の経緯
昭和 32 年 10 月 (1957 年)	海岸保全区域に指定(石川県告示第 673 号)。石川県による災害復旧単独事業が開始、海岸堤防等の整備に着手、その後も増大する被害状況から整備促進が望まれた。
昭和 36 年 7 月 (1961 年)	現白山市(旧松任市および旧美川町)の海岸の一部を直轄海岸工事施行区域に指定(旧建設省告示第 1526 号)。以来、国による海岸保全施設整備事業を開始し、海岸堤防や消波工等(線的防護工法)の整備に着手。
昭和 38 年 8 月 (1963 年)	現白山市(旧美川町)の海岸の一部を直轄海岸工事施行区域に指定(旧建設省告示第 2183 号)。
昭和 41 年 5 月 (1966 年)	現白山市(旧松任市)の海岸の一部を直轄海岸工事施行区域に指定(旧建設省告示第 1574 号)。
昭和 44 年 (1969 年)	海岸堤防や消波工等による線的防護工法から離岸堤による面的防護工法へ事業推進。海岸侵食防止、砂浜回復、さらには回復した汀線の維持に効果を上げる。
昭和 53 年 6 月 (1978 年)	現能美市(旧根上町)の海岸についても直轄海岸工事施行区域に指定(旧建設省告示第 1024 号)。
昭和 62 年 (1987 年)	松任工区の徳光地先が、全国に先駆けて『海辺のふれあいゾーン整備計画(C.C.Z. 整備計画)』に認定され、離岸堤の沖出しや人工リーフ、緩傾斜堤の整備を進める。
平成 5 年 5 月 (1993 年)	手取川右岸の 620m 区間が『なぎさリフレッシュ事業』に認定され、人工リーフおよび緩傾斜堤の整備を進める。
平成 16 年 6 月 (2004 年)	侵食および越波被害の著しい小松市および加賀市の海岸の一部を直轄海岸工事施行区域に指定(国土交通省告示第 6674 号)。
平成 17 年 1 月 (2005 年)	根上・美川・松任工区の一部が海岸保全施設整備事業完了に伴い、国から石川県に移管。
平成 23 年 3 月 (2011 年)	水防警報海岸に指定

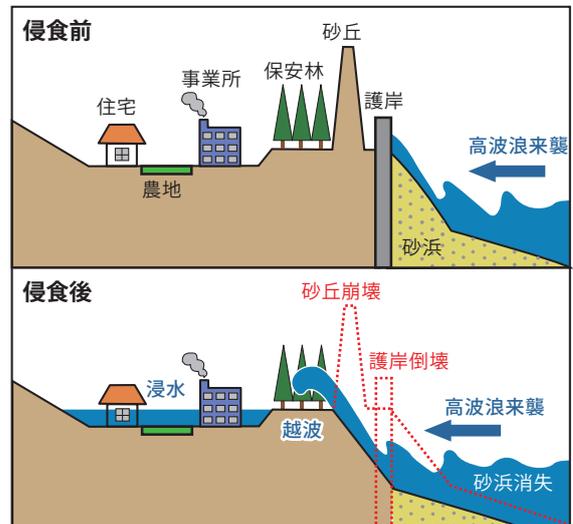
# 深刻な被害状況から、 海岸保全施設の整備に着手

## 事業目的

石川海岸は、厳しい冬季風浪や台風の来襲を受け、全国でも稀にみる海岸侵食を古くから受けてきました。

石川海岸の背後地域は、加賀市、小松市、能美市、白山市からなり、海岸沿いに大小の集落が点在しています。その後方には美田が開けて、加賀早場米の穀倉となっている他、工場地帯や住宅地として発展しています。また、海岸線に沿って、北陸自動車道を中心に道路整備網と合いった土地利用の高度化も進んでおり、海岸保全事業の必要性が極めて高い地域です。

近年では、社会全体の生活の質的向上とともに、背後地の開発の発展や海辺に寄せられるレクリエーション等の要請が増大してきています。このようなことから、人々と海辺のふれあいの場を積極的に作りだすことを目的に、安定した海浜の確保に努めています。

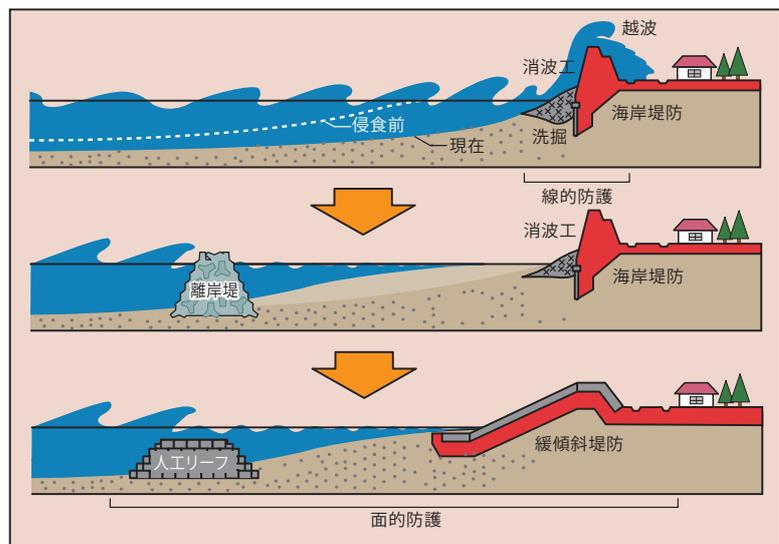


## 高潮対策

離岸堤の堆砂効果により形成維持される海浜や人工リーフの海浜安定効果及び波浪減衰効果による波の打ち上げ軽減を図ることで堤防の越波防止を図ります。

## 侵食対策

波浪の打ち上げに対して、計画した安定断面を形成・維持することを基本とし、離岸堤による前浜の形成を図ります。また、景観に配慮する必要がある箇所については、人工リーフの整備を行っています。



## 石川海岸は水防警報海岸です

国土交通省と石川県では、平成23年3月に石川海岸を「水防警報海岸」に指定しました。水防警報の指定区間は、石川海岸の白山市八田町から加賀市美崎町までの海岸線 30.2km の区間です。水防警報の発表は高波による災害が発生する恐れがある場合に関係機関相互で情報を共有し、水防活動と住民のみなさんの避難を迅速に行うことで高波に対する総合的な防災体制を実施していきます。



**事業効果**

石川海岸では、離岸堤により海浜が復元され、海岸侵食や越波などの被害が減りました。

沖合施設整備前は砂浜が消失し、多くの海岸保全施設が被災

を受けてきましたが、現在では、一部の区域を除き、人工リーフ等の沖合施設整備により砂浜が回復し、汀線が維持されています。

**松任工区(相川新地先)**



**石川海岸の直轄海岸保全施設整備事業は、私たちの快適な海岸利用にも貢献しています。**

松任C.C.Z  
海浜・公園・高速道路PAが一体となった整備がなされており、多くの観光客に利用されています。



**石川海岸の情報提供**

金沢河川国道事務所では、徳光海象観測所の観測結果やライブ映像を提供しています。

その他にも、河川・海岸・山岳地帯や国道に設置してある防災カメラからの情報や、雨量・水位等の情報も配信しています。

**PCサイト**  
<http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/bousai-info-ishikawa/bousainet/bousai.html>